



土木・農地

道路・河川の占用・工事承認・通行制限など

問 建設課 ☎28-6034

市が管理する道路・河川を使用するなど、次のような場合は申請または届出が必要となります。

- ①市が管理する道路・河川を占用するとき(工作物の設置、管の埋設など)
- ②道路管理者以外が道路に関する工事をするとき(歩道の切下げなど)
- ③市が管理する道路の通行を制限・禁止するとき
- ④市が管理する道路・河川との境界を確認したいとき

法定外公共物の管理

問 建設課 ☎28-6034

法定外公共物とは

道路法や河川法といった法律の適用または準用のない道路や水路のことを「法定外公共物」と呼んでいますが、具体的には身近に数多く存在し、昔からある「里道」や「水路」のことです。

法定外公共物の管理

法定外公共物の管理については、「財産管理」および「維持管理」の2つの側面から管理されています。

境界確認や用途廃止などの財産管理については、国から譲与を受けた市が行っています。また、清掃・草刈りなどの維持管理については、水利組合や自治会など地元関係者をお願いしています。



土木・農地

〈 広告 〉

法定外公共物に関する各種申請

法定外公共物に関し次のような場合は、申請が必要となりますので事前にご相談ください。

- ①法定外公共物との境界を確認したいとき
- ②法定外公共物の用途廃止および払下げを受けたいとき
- ③法定外公共物を工事したいとき
- ④法定外公共物を使用したいとき など

道路・水路の原材料支給

問 建設課 ☎28-6034

市では、市が管理する道路・水路で維持改修に必要な原材料について、申請者に対し一定の支給を行います。支給の内容は次のとおりです。

支給対象	生コンクリート、コンクリート2次製品(側溝、柵など)、砕石など
------	---------------------------------

農地

問 農業委員会事務局 ☎28-6050

農地の権利移動・転用

農地の権利移動・転用にあたっては、農業委員会の許可が必要となります。許可を受けずに農地の権利移動や転用をすると罰せられる場合もありますので、農地を扱うときは、正式な手続きをとってください。詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

このようなとき

- 農地を売買したり貸借するとき(農地の権利移動:農地法第3条許可、農業基盤強化促進法による利用権設定)
- 農地を農地以外に使うとき(農地の転用:農地法第4条許可)
- 農地を売買または貸借し、農地以外に使うとき(農地の権利移動を伴う転用:農地法第5条許可)